

平成 25 年度における検討方針・課題（案）

1. 検討に当たっての考え方

（1）検討対象に係る考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。

民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。

新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。

基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、本年度と同様に、民間事業者等を対象に広く提案募集を行うこととし、上記の考え方に照らし、必要に応じて詳細な検討を実施する。

また、併せて法の施行状況等の検討に当たっての課題等に関する提案について引き続き募集を行うものとする。

（3）検討の進め方

本年度に引き続き、環境配慮契約法基本方針について検討することを目的とした有識者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこととする。

また、検討会の下に契約類型または検討課題ごとの専門委員会を設置し、学識経験者、業界団体、事業者、関係機関等に参画を依頼し、追加または修正等の検討を実施する。

なお、検討に当たっては、上記（2）の提案募集結果や従前の検討経緯等を踏まえ

ることとし、併せて、各府省庁等の調達担当者との意見交換を適宜実施する。

2. 法の施行状況等の検討

(1) 法附則第2項に基づく専門委員会

環境配慮契約法は、平成24年11月に施行後5年が経過したところである。法の附則第2項に定められたとおり、5年が経過した場合において法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされていることから、本年度は、平成25年度において本格的に実施する検討のための準備段階として、法の施行状況等の検討に当たって必要となる基本方針に定められた5つの契約類型ごとの環境配慮契約の締結実績等に係る状況把握・整理、分析及び課題抽出等を行った。

引き続き、平成25年度においても各契約類型に関する知見を有する学識経験者、地方公共団体職員等が参画する「法附則第2項に基づく専門委員会」(略称「5年目専門委員会」)を設置し、国及び独立行政法人等、地方公共団体等の環境配慮契約法の施行状況等に関する検討を進め、必要に応じ講ずべき措置に係る検討を実施することとする。

なお、各契約類型に係る課題・検討内容等が専門的な場合は、契約類型ごとの専門委員会の設置を検討するものとする。

(2) 調査概要

5年目専門委員会における検討に当たり、実施する主な調査の概要案は、以下のとおり。

国及び独立行政法人等を対象とした調査

国及び独立行政法人等については、各機関が法8条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している。

平成25年度は、本年度の5年目専門委員会において契約類型ごとの実態把握・分析に必要とされた項目の追加・見直しを行った上で、契約締結実績の調査を実施し、法の施行状況等の検討に活用する。

地方公共団体を対象とした調査

地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成20年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施している。[資料5](#)に示したとおり、平成24年度のアンケート調査において地方公共団体の環境配慮契約の推進に当たっての課題等が示されたところである。

このため、本年度実施した5年目専門委員会における検討結果、平成25年度において引き続き実施するアンケート調査結果等を踏まえ、5年目専門委員会におい

て地方公共団体における環境配慮契約の推進に当たっての課題解決及び普及方策等の検討を実施する。

事業者等を対象とした調査

環境配慮契約法に係る課題の抽出や検討の参考とするため、受注側である民間事業者等を対象とした調査を1(2)に示した提案募集に併せて実施し、発注側からの課題と併せ、受注側からみた各契約類型の実態や課題、解決方策等について整理・検討を行う。

3. 契約類型の追加・見直し

(1) ESCO 専門委員会

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業(ESCO事業)に係る契約の実績については、資料5に示したとおり、他の契約類型と比較して、必ずしも十分な実績をあげているとは言い難い状況にある。このため、本年度は5年目専門委員会において国及び独立行政法人等の契約締結実績、ESCO事業を実施する場合の障害や課題等の把握を行ったところである。

平成25年度は、これらの検討結果等を踏まえ、ESCO事業の普及に向けた具体的な方策についてESCO専門委員会を設置し、検討を実施する。

(2) 新規契約類型に関する情報把握・検討

5月頃を目途に行う予定の契約類型の追加・修正等に係る提案募集結果、及び現在とりまとめを実施している「平成24年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において把握した地方公共団体における先進的な環境配慮契約、さらに2月~3月にかけて実施する全国説明会における国等の機関からの要望等を参考として、新規の契約類型に関する検討を行う。

4. 環境配慮契約の推進に関する事項

(1) 環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析
- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - ・ 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」の継続的な更新
 - ・ 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把

握及び課題抽出、導入促進方策の検討

- 環境配慮契約法基本方針に係る全国説明会の開催等
 - 環境配慮契約に係る情報発信
 - 環境配慮契約の国際的な普及